

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則をここに公布する。

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成十七年大分県条例第四十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議)

第三条 条例第五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置に係る協議は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(第一号様式)により行わなければならない。

- 一 許可申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類及び受入れ対象地域
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
- 九 産業廃棄物処理施設の設置の場所における土地利用の規制等に関する法令等の対応状況

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 三 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にある場合は、処理工程図
- 四 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図
- 五 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 六 許可申請予定者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 七 許可申請予定者が個人である場合には、資産に関する調書
- 八 許可申請予定者が法人である場合には、登記事項証明書
- 九 許可申請予定者が個人である場合には、住民票の写し。ただし、当該許可申請予定者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されている場合は、当該住民票の写しの添付を省略することができる。
- 十 許可申請予定者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 十一 当該産業廃棄物処理施設の敷地の使用権原を証する書類
- 十二 産業廃棄物処理施設の周辺地域の利水状況、土地利用状況、公共施設等の状況を記載した書類及び産業廃棄物処理施設の設置に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査項目を記載した書類
- 十三 最終処分場にある場合は、供用開始から埋立処分終了までの間の県外からの産業廃棄物の受入量及び県内からの産業廃棄物の受入量の予定を記載した書類並びにその予定により安定的に経営できることを明らかにする長期財務計画書
- 十四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(平二一規則三・平二一規則四七・平二八規則一〇・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の変更に係る事前協議)

第四条 条例第五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更に係る協議は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設変更事前協議書(第二号様式)により行わなければならない。

- 一 許可申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 法第十五条第一項の許可年月日及び許可番号
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 変更後の産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 三 最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 四 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にある場合は、処理工程の変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 五 変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 六 産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査項目を記載した書類
- 七 前条第二項第十三号に定める長期財務計画書に変更を生じる場合には、変更後の長期財務計画書
(平二八規則一〇・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る協議の内容の審査の基準)

第五条 条例第五条第三項の規定による審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画及び維持管理に関する計画が、法第十五条の二第一項第一号及び第三号(法第十五条の二の六第二項で準用する場合を含む。)に定める基準に適合していること。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画及び維持管理に関する計画が、当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の六第二項で準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 法第五条の五第一項の規定による大分県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「大分県産業廃棄物処理計画」という。)に定める産業廃棄物処理施設の整備方針に適合するものであること。
(平二三規則一三・平二八規則一〇・一部改正)

(産業廃棄物処理施設等の設置等に関する説明会)

第六条 条例第六条第二項(条例第九条第二項及び条例第十条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による説明会開催計画書の提出は、説明会開催計画書(第三号様式)により行わなければならない。

2 条例第六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 許可申請予定者(許可対象外施設を設置しようとする者及び産業廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者を含む。以下この条において同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 説明会の対象地域及び関係住民の人数
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
- 四 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
- 五 関係住民への周知方法
- 六 その他必要な事項

3 条例第六条第四項(条例第九条第二項及び条例第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、関係住民への書面の配付その他知事が適当と認める方法により行わなければならない。

4 条例第六条第五項(条例第九条第二項及び条例第十条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告は、説明会実施報告書(第四号様式)により行わなければならない。

5 条例第六条第五項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 許可申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 開催日時及び開催場所
- 三 参加人数
- 四 その他参考となる事項

6 条例第六条第六項の意見書及び同条第七項の意見書(条例第九条第二項及び条例第十条第二項において準用する場合を含む。)には、次の事項を記載するものとする。

- 一 許可申請予定者の氏名又は名称及び住所
- 二 産業廃棄物処理施設の設置等の場所
- 三 意見の概要
- 四 その他必要な事項

(生活環境の保全に関する協定の締結)

第七条 条例第八条第一項第四号(条例第九条第二項及び条例第十条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 最終処分場にあつては、跡地の有効利用に関する事項
- 二 周辺環境整備に関する事項
- 三 生活環境の保全に関する事項
- 四 その他必要な事項

(許可対象外施設の設置に係る事前協議)

第八条 条例第九条第一項の規定による許可対象外施設の設置に係る協議は、第三条第一項に定める産業廃棄物処理施設等設置事前協議書(第一号様式)により行わなければならない。

2 前項の協議書には、第三条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、同項第六号、第七号及び第十二号に掲げる書類は省略することができる。

(平二三規則一三・一部改正)

(許可対象外施設の設置に係る事前協議の内容の審査の基準)

第九条 条例第九条第二項の規定により準用する条例第五条第三項の規定による許可対象外施設の設置に係る事前協議の内容の審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- 一 許可対象外施設の位置、構造等の設置に関する計画が、法第十二条第一項の産業廃棄物処理基準又は法第十二条の二第一項の特別管理産業廃棄物処理基準に適合していること。
- 二 許可対象外施設の維持管理に関する計画が、当該許可対象外施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

(産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る事前協議)

第十条 条例第十条第一項の規定による産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る協議は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設等譲受け等事前協議書(第五号様式)により行わなければならない。

- 一 産業廃棄物処理施設等を譲り受け、若しくは借り受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設等の譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置の場所
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
- 五 産業廃棄物処理施設である場合にあつては、法第十五条第一項の許可年月日及び許可番号

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 二 産業廃棄物処理施設等の維持管理に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類
- 三 産業廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者(以下この項において「協議者」という。)が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 四 協議者が個人である場合には、資産に関する調書
- 五 協議者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 六 協議者が個人である場合には、住民票の写し。ただし、当該協議者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されている場合は、当該住民票の写しの添付を省略することができる。
- 七 協議者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し
- 八 産業廃棄物処理施設等の敷地の使用権原を証する書類
- 九 最終処分場にあつては、譲受けから埋立処分終了までの間の県外からの産業廃棄物の受入量及び県内からの産業廃棄物の受入量の予定を記載した書類並びにその予定により安定的に経営できることを明らかにする長期財務計画書
- 十 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平二一規則三・平二八規則一〇・一部改正)

(産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る協議の内容の審査の基準)

第十一条 条例第十条第一項の規定により準用する条例第五条第三項の規定による産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る協議の内容の審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- 一 産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合にあつては、当該施設が、第五条各号に定める基準に適合していること。
- 二 許可対象外施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合にあつては、第九条各号に定める基準に適合していること。
- 三 大分県産業廃棄物処理計画に定める産業廃棄物処理施設の整備方針に適合するものであること。

(平二八規則一〇・一部改正)

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議)

第十二条 条例第十二条第一項の規定による県外産業廃棄物の搬入に係る協議は、県の事業年度ごとに県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物搬入事前協議書(第六号様式)により行わなければならない。

- 一 県外排出事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 県外産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地
- 三 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等の名称及び所在地
- 四 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量、性状及び処分方法
- 五 県外産業廃棄物の搬入期間
- 六 県外産業廃棄物の搬入の理由
- 七 県外産業廃棄物の発生工程
- 八 県外産業廃棄物の搬入方法及び搬入経路並びに搬入時間
- 九 県外産業廃棄物の収集、運搬又は保管を委託する場合にあつては、当該収集、運搬又は保管を受託した産業廃棄物処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 当該県外産業廃棄物を排出する事業場の業務及び県外産業廃棄物の発生工程の概要を記載した書類
- 二 当該県外産業廃棄物の搬入経路を明らかにした図面
- 三 特別管理産業廃棄物を搬入する場合にあつては、その分析結果等当該特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 四 安定型最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第七条第十四号ロに規定する安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地を除く。))をいう。)に搬入する場合であつて、県外産業廃棄物の発生工程等により安定型産業廃棄物(令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)以外の廃棄物が付着し、又は混入するおそれがあるときには、その防止措置が講じられたことを証する書類
- 五 県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあつては、当該処分を受託した産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 3 **条例第十二条第一項ただし書**の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする(第一号及び第二号にあっては、実際の一年間の搬入量がそれぞれ当該各号に定める数値を超えることとなる場合を除く。)
- 一 一年間の搬入予定量が十トン未満(特別管理産業廃棄物にあっては、〇・五トン未満)で、搬入後その実績を知事に報告する場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - 二 令第六条の十一第二号に掲げる者又は法第十四条第六項の許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として知事が認めるもの(次号において「優良認定業者」という。)にがれき類(令第二条第九号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)をいう。)の破碎処理を委託する場合であって、一年間の搬入予定量が千トン未満で、搬入後その実績を知事に報告する場合
 - 三 優良認定業者が設置した産業廃棄物処理施設等のうち、搬入された県外産業廃棄物の減量又は再生に関し優れた能力及び実績を有するものとして知事が認めるものに搬入する場合であって、あらかじめその内容を知事に届け出、かつ、搬入後その実績を知事に報告する場合
 - 四 天災その他特別の事情により緊急を要する場合で、搬入後その実績を知事に報告する場合
 - 五 **第一項第一号、第二号又は第九号**(積替え又は保管を委託する場合を除く。)に掲げる事項を変更する場合
(平二一規則四七・平二八規則一〇・令三規則二・一部改正)

(県外産業廃棄物の搬入に係る協議の内容の審査の基準等)

第十三条 **条例第十二条第二項**の規定による県外産業廃棄物の搬入に係る協議の内容の審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- 一 県外産業廃棄物の種類及び数量が、搬入先の産業廃棄物処理施設等に適用される法第十二条第一項の産業廃棄物処理基準又は法第十二条の二第一項の特別管理産業廃棄物処理基準に適合していること。
- 二 県外産業廃棄物の数量及び性状が、搬入先の産業廃棄物処理施設等の維持管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三 県外産業廃棄物の搬入経路及びその周辺地域並びに県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等の周辺地域の生活環境に支障を及ぼさないこと。
- 四 県外産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の経由等に伴い排出事業者を特定できなくなるおそれがないこと。
- 五 協議の際現に**条例第十二条第一項**の規定により成立した協議に基づき県外産業廃棄物を搬入している場合において、当該協議に違反している事実が確認されたときは、当該違反が是正されていること。

2 知事は、大分市の区域に設置されている産業廃棄物処理施設等への県外産業廃棄物の搬入に係る協議の内容の審査に当たっては、あらかじめ、大分市長の意見を聴くものとする。

(平二一規則四七・一部改正)

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の内容の変更)

第十四条 **条例第十二条第一項**の規定による協議の内容の変更に係る協議は、変更しようとする日の三十日前までに、県外産業廃棄物搬入変更協議書(**第七号様式**)により、**第十二条第二項各号**に掲げる書類のうち当該協議の内容の変更に係るものを添付して、行わなければならない。

2 **条例第十二条第一項**の規定による協議が成立した県外排出事業者は、**第十二条第一項第一号、第二号又は第九号**(積替え又は保管を委託する場合を除く。)に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、県外産業廃棄物搬入変更届出書(**第七号様式の二**)により、知事に届け出なければならない。

(平二一規則四七・令三規則二・一部改正)

(事前協議の内容の変更に係る協議の内容の審査の基準等)

第十五条 **条例第十二条第一項**の規定による協議の内容の変更に係る協議の内容の審査の基準等については、**第十三条**の規定を準用する。

(県外産業廃棄物の搬入に係る協議結果等の通知)

第十六条 **条例第十二条第三項**の規定による県外排出事業者及び関係市町村長への審査結果の通知は、県外産業廃棄物搬入協議結果通知書(**第八号様式**)により行うものとする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結)

第十七条 **条例第十三条第一項**の規定による県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結は、県外産業廃棄物搬入協定書(**第九号様式**)により行うものとする。ただし、環境保全協力金の納入が発生しない場合は、県外産業廃棄物搬入協定書(**第九号様式の二**)により行うものとする。

2 **条例第十三条第一項**の環境保全協力金の額は、**次の表**の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に定める額を目安とする。

最終処分を行うための搬入	搬入量一トンにつき 五〇〇円	
中間処理を行うための搬入	搬入量一トンにつき 減量リサイクル率八〇%以上	〇円
	減量リサイクル率五〇%以上八〇%未満	一〇〇円
	減量リサイクル率二〇%以上五〇%未満	二五〇円
	減量リサイクル率二〇%未満	五〇〇円
備考		
一	この表において「最終処分」とは、県外産業廃棄物を埋立処分することをいう。	
二	この表において「中間処理」とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の中途において県外産業廃棄物を処分することをいう。	
三	この表において「減量リサイクル率」とは、次の式により算定した数値をいう。 A = (B - C) ÷ B × 一〇〇 この式において、A、B及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。 A 減量リサイクル率 B 産業廃棄物処理施設等に搬入された県外産業廃棄物の重量 C 搬入された県外産業廃棄物を中間処理した後の不要物の重量	

(令三規則二・一部改正)

(県外産業廃棄物の搬入に係る報告)

第十八条 **条例第十五条**の規定による県外産業廃棄物の搬入に係る報告は、四月から九月までの間における搬入にあっては十月末までに、十月から翌年三月までの間における搬入にあっては四月末までに、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物搬入実績報告書(**第十号様式**)により行わなければならない。

- 一 県外排出事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 県外産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 三 **条例第十二条第三項**の規定による適合通知書の日付及び文書番号
- 四 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等の名称及び所在地
- 五 搬入した県外産業廃棄物の種類、数量及び処分方法
- 六 最終処分場に県外産業廃棄物を搬入した場合において、当該県外産業廃棄物を排出した事業者が中間処理業者であるときは、当該中間処理業者に当該県外産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地及び業種並びに当該中間処理業者が処分の委託を受けた県外産業廃棄物の種類
- 七 県外産業廃棄物の搬入期間

(平二一規則四七・一部改正)

(協議等の状況の公表の方法等)

第十九条 **条例第十六条**の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の件数並びに当該協議に係る産業廃棄物の種類及び数量
- 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
- 三 県外産業廃棄物の搬入に係る報告件数並びに当該報告に係る産業廃棄物の種類及び数量

2 **前項**の公表は、大分県庁ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十条 **条例第二十条第一項**の規定による産業廃棄物の保管の届出は、保管しようとする日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物保管届出書(**第十一号様式**)により行わなければならない。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 保管場所の所在地及び面積
- 三 保管場所を所有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 保管しようとする産業廃棄物の種類及び数量
- 五 保管の開始予定年月日及び終了予定年月日
- 六 産業廃棄物の保管方法
- 七 産業廃棄物の処理計画

2 **前項**の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 当該産業廃棄物の保管場所の付近の見取図
- 二 当該産業廃棄物の保管の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、断面図及び構造図
- 三 当該産業廃棄物の保管場所及び**前号**に規定する施設の使用権原を証する書類
- 四 **前三号**に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(保管の届出の適用除外)

第二十一条 **条例第二十条第一項ただし書**の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 面積二百平方メートル未満の土地で保管する場合
- 二 法第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定による届出をする場合
- 三 天災その他特別の事情により必要な措置として、応急的に保管する場合
(平二三規則一三・一部改正)

(保管の変更及び廃止の届出)

第二十二条 **条例第二十条第二項**の規定による保管の変更の届出は、産業廃棄物保管変更届出書(**第十二号様式**)により、保管の廃止の届出は、産業廃棄物保管廃止届出書(**第十三号様式**)により行わなければならない。

(処理試験の届出)

第二十三条 **条例第二十一条第一項**の規定による処理試験の届出は、処理試験を実施しようとする日(施設の設置が必要な場合にあつては、その設置工事の着手予定日)の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した処理試験実施届出書(**第十四号様式**)により行わなければならない。

- 一 処理試験を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 処理試験の目的
- 三 処理試験の場所
- 四 処理試験の用に供する産業廃棄物の種類及び数量
- 五 処理試験の開始予定年月日及び終了予定年月日
- 六 試験材料の調達方法、搬入経路及び搬入方法
- 七 処理試験の方法の概要
- 八 処理試験の場所の周辺地域の生活環境に及ぼす影響及びその対策
- 九 処理試験終了後の措置
- 十 その他必要な事項

(処理試験の実施に係る届出の内容の審査の基準)

第二十四条 **条例第二十一条第二項**の規定による処理試験の実施の届出の内容に係る審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- 一 処理試験に用いる施設が、法第十五条の二第一項第一号に定める技術上の基準に適合すること。
- 二 処理試験に用いる施設の維持管理に関する計画が、法第十五条の二の三に規定する環境省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 三 処理試験の内容が、処理試験の場所の周辺地域の生活環境に支障を及ぼさないこと。

(平二三規則一三・一部改正)

(大分県産業廃棄物審査会)

第二十五条 大分県産業廃棄物審査会(以下「審査会」という。)の委員は、**次の各号**に掲げる分野における学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 経済
- 二 土木
- 三 法律
- 四 廃棄物の処理
- 五 大気汚染
- 六 水質汚濁
- 七 騒音・振動・悪臭

2 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

5 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

6 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

7 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第二十六条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(立入検査等)

第二十七条 **条例第二十四条第一項**の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 許可申請予定者
- 二 事業活動に伴い生じた産業廃棄物を、当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県内に限る。)において自ら保管しようとする事業者又はこの条例の施行の際現に保管している事業者
- 三 処理試験を実施しようとする者又はこの条例の施行の際現に処理試験を実施している者

(身分証明書)

第二十八条 **条例第二十四条第二項**の身分を示す証明書は、**第十五号様式**とする。

(勧告の公表の方法等)

第二十九条 **条例第二十五条第一項**の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 勧告の内容

2 **前項**の公表は、大分県庁ホームページへの掲載その他知事が必要と認める方法で行うものとする。

(意見の陳述)

第三十条 **条例第二十五条第二項**の規定による意見の陳述(以下「意見陳述」という。)は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、意見書の提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その日時)までに相当の期間において、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。

- 一 公表しようとする事実の内容及びその理由
- 二 意見書の提出先及び提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(過料)

第三十一条 知事は、**条例第二十八条**の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者(以下「名あて人」という。)に対し、告知・弁明書(**第十六号様式**)をあらかじめ交付し、弁明の機会を付与するものとする。

2 過料の処分は、名あて人に過料処分決定通知書(**第十七号様式**)を交付することにより行うものとする。

(委任)

第三十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、**第十二条**から**第十九条**までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 **条例附則第二項**に規定する県外産業廃棄物の搬入に係る協議その他の必要な行為は、施行日前においても、**第十二条**、**第十四条**、**第十六条**及び**第十七条**に規定する様式により行うことができる。

附 則(平成二〇年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年規則第三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年規則第四七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第十三条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に県外産業廃棄物搬入事前協議書を受理した協議について適用し、同日前に県外産業廃棄物搬入事前協議書を受理した協議については、なお従前の例による。

附 則(平成二三年規則第一三号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一〇号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)による県外産業廃棄物の搬入に係る協議その他の必要な行為は、この規則の施行の日前においても、新規則第十二条、第十四条、第十六条及び第十七条に規定する様式により行うことができる。

[第1号様式\(第3条・第8条関係\)](#)

(平20規則37・令3規則2・一部改正)

産業廃棄物処理施設等設置事前協議書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、産業廃棄物処理施設等の設置を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第5条第1項(条例第9条第1項)の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所											
(2) 産業廃棄物処理施設等の種類	(産業廃棄物処理施設に該当する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の根拠条文)										
(3) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類及び受入れ対象地域	産業廃棄物の種類 受入れ対象地域										
(4) 産業廃棄物処理施設等の処理能力	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">m³/日 ()時間</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">m³/時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">t/日 ()時間</td> <td style="text-align: center;">t/時間</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処理能力の算定式</td> </tr> </table>	m ³ /日 ()時間	m ³ /時間	t/日 ()時間	t/時間	面積	m ²	埋立容量	m ³	処理能力の算定式	
m ³ /日 ()時間	m ³ /時間										
t/日 ()時間	t/時間										
面積	m ²										
埋立容量	m ³										
処理能力の算定式											

(第1面)

(5) △産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設等の位置	
	産業廃棄物処理施設等の処理方法	
	産業廃棄物処理施設等の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
(6) △産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項	その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項	
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
(7) △災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)	その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項	

(8)△土地利用の規制等に関する法令等の対応状況
備考 1 産業廃棄物処理施設等の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。 (1) 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 3 すべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 汚泥等又は焼却灰等の処分方法は、該当がある場合に記入すること。 5 設置しようとする産業廃棄物処理施設等の設置の場所を所管する保健所へ2部提出すること。

(第2面)

第2号様式(第4条関係)

(平20規則37・令3規則2・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

産業廃棄物処理施設変更事前協議書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり、産業廃棄物処理施設の変更を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第5条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

(1)産業廃棄物処理施設の設置の場所	
(2)産業廃棄物処理施設の種類	
(3)法第15条第1項の許可年月日及び許可番号	年 月 日
(4)変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
	産業廃棄物処理施設の処理能力
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
	△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
(5)変更の理由	
備考 1 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。 (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 3 すべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 変更しようとする産業廃棄物処理施設の設置の場所を所管する保健所へ2部提出すること。	

第3号様式(第6条関係)

(平20規則37・平28規則10・令3規則2・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

説明会開催計画書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、産業廃棄物処理施設等の設置(変更、譲受け等)に係る説明会を開催するので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第6条第2項(条例第9条第2項、条例第10条第2項)の規定により、関係書類を添えて提出します。

(1)説明会の開催日時及び開催場所	開催日時	
	開催場所	
(2)説明会の対象地域及び関係住民の人数		
(3)産業廃棄物処理施設等の種類		
(4)産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類		
(5)関係住民への周知方法		
(6)その他必要な事項		
備考 1 説明会の対象地域の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。 2 産業廃棄物処理施設等設置事前協議書又は産業廃棄物処理施設変更事前協議書を提出した保健所へ2部提出すること。		

第4号様式(第6条関係)

(平20規則37・平28規則10・令3規則2・一部改正)

第4号様式(第6条関係)

説明会実施報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、産業廃棄物処理施設等の設置(変更、譲受け等)に係る説明会を開催したので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第6条第5項(条例第9条第2項、条例第10条第2項)の規定により、関係書類を添えて報告します。

(1)説明会の開催日時及び開催場所	開催日時	
	開催場所	
(2)説明会の参加人数	対象者数	
	参加者数	
(3)関係住民の意見の概要		
(4)当該意見に対し講じた措置		
(5)その他参考となる事項		
備考 1 説明会で配付した参考資料を添付すること。 2 説明会開催計画書を提出した保健所へ2部提出すること。		

[第5号様式\(第10条関係\)](#)

(平20規則37・令3規則2・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

産業廃棄物処理施設等譲受け等事前協議書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、産業廃棄物処理施設等の譲受け(借受け)を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

(1) 譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
(2) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所	
(3) 産業廃棄物処理施設等の種類	(産業廃棄物処理施設に該当する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の根拠条文)
(4) 法第15条第1項の許可年月日及び許可番号	年 月 日
備考 譲受け等をしようとする産業廃棄物処理施設等の設置の場所を所管する保健所へ2部提出すること。	

第6号様式(第12条関係)

(令3規則2・一部改正)

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、 年度において県外産業廃棄物の搬入を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

(1) 県外産業廃棄物を排出する事業場	名 称			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
(2) 搬入先の産業廃棄物処理施設等	名 称			
	所 在 地			
	産業廃棄物処分業許可年月日		産業廃棄物処分業許可番号	
	特別管理産業廃棄物処分業許可年月日		特別管理産業廃棄物処分業許可番号	
(3) 搬入しようとする県外産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物は別書きとする。)	数量(単位:トン) 小数点第3位まで	性状(物理的性質と化学的性質)	
	合 計			
	処 分 方 法	中間処理()・最終処分		
(4) 搬入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			

(5) 搬入の理由				
(6) 発生工程(中間処理前の発生工程も含む。)				
(7) 搬入方法				
(8) 搬入経路				
(9) 搬入時間				
(10) 県外産業廃棄物の収集、運搬又は保管を委託する場合	収集運搬	自己・委託の別	自 己 ・ 委 託	
		収集運搬業者	住 所	
			氏名又は名称	
			都道府県・市名、許可番号及び許可の有効年月日	
		収集運搬業者	住 所	
			氏名又は名称	
	都道府県・市名、許可番号及び許可の有効年月日			
	保 管	自己・委託の別	自 己 ・ 委 託	
		収集運搬業者	住 所	
			氏名又は名称	
都道府県・市名、許可番号及び許可の有効年月日				
保 管 施 設	保 管 方 法			

		名 称	
		所 在 地	
添付書類及び図面 1 県外産業廃棄物を排出する事業場の業務及び県外産業廃棄物の発生工程の概要を記載した書類 2 県外産業廃棄物の搬入経路を明らかにした図面 3 特別管理産業廃棄物を搬入する場合にあっては、その分析結果等特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類 4 安定型最終処分場へ搬入する場合であって、県外産業廃棄物の発生工程等により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入のおそれがあるときには、その防止措置が講じられたことを証する書類 5 県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託した産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し 6 その他知事が必要と認める書類 備考 1 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等ごとに別業とすること。 2 大分市の区域に設置されている産業廃棄物処理施設等へ搬入しようとする場合は、2部提出すること。			

第7号様式(第14条関係)

(令3規則2・一部改正)

第7号様式(第14条関係)

県外産業廃棄物搬入変更協議書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで協議した内容を変更したいので、下記のとおり、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

(1) 県外産業廃棄物を排出する事業場	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
(2) 結果通知書番 号	年 月 日付け 第 号	
(3) 変更の内容	変更事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
(4) 変更の理由		
添付書類及び図面 1 協議内容の変更に伴い、当初協議の際に提出した関係書類又は図面に変更がある場合は、変更後の書類又は図面 2 その他知事が必要と認める書類又は図面 備考 1 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等ごとに別業とすること。 2 大分市の区域に設置されている産業廃棄物処理施設等へ搬入しようとする場合は、2部提出すること。		

第7号様式の2(第14条関係)

(平21規則47・追加、令元規則17・令3規則2・一部改正)

第7号様式の2(第14条関係)

県外産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、年 月 日付けで協議した内容を変更したので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第14条第2項の規定により届け出ます。

記

(1) 県外産業廃棄物を排出する事業場	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
(2) 結果通知書番号	年 月 日付け 第 号	
(3) 変更の内容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
(4) 変更の理由		
備考 1 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等ごとに別業とすること。 2 大分市の区域に設置されている産業廃棄物処理施設等に搬入しようとする場合は、2部提出すること。		

[第8号様式\(第16条関係\)](#)
(令3規則2・全改)

殿

大分県知事

県外産業廃棄物搬入協議結果通知書

年 月 日付けで協議のありました上記については、下記のとおり基準に適合する(しない)と認めるので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

(1) 県外産業廃棄物を排出する事業場	名 称		
	所 在 地		
(2) 搬入先の産業廃棄物処理施設等	名 称		
	所 在 地		
	処 分 方 法		
(3) 搬入しようとする県外産業廃棄物	識別番号	種類(特別管理産業廃棄物は別書きとする。)	数量(単位:トン)
		合 計	
(4) 搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(5) 特記事項			

県外産業廃棄物搬入協定書

(以下「甲」という。)と大分県(以下「乙」という。)とは、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下「条例」という。)第13条第1項の規定に基づき、
年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

- 第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。
- 2 甲が搬入する県外産業廃棄物の種類、数量及び性状並びにその処分方法が協議の内容と異なる場合は、乙は、当該県外産業廃棄物を撤去するなどの方法により直ちに協議の内容に沿うよう適正な処理を行わせるとともに、乙が適当と認める期間中、県外産業廃棄物の搬入(次年度以降に成立した協議に係るものを含む。以下同じ。)を停止させることができるものとする。
- 第2条 協定期間は、年 月 日(搬入開始日)から環境保全協力金の納入が終了する日までとする。
- 第3条 甲は、乙に対し、条例第15条の規定に基づき、4月から9月までの間における搬入状況にあつては10月末日までに、10月から翌年3月までの間における搬入状況にあつては4月末日までに、県外産業廃棄物搬入実績報告書(大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第10号様式。以下「報告書」という。)を提出して報告するものとする。
- 2 報告書を前項に規定する期日までに提出しない場合又は報告書に虚偽の記載があつた場合は、乙は、適正な報告書が提出されるまでの間、県外産業廃棄物の搬入を停止させることができるものとする。
- 第4条 甲は、乙に対し環境保全協力金を納入する。
- 2 環境保全協力金の額は、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第17条第2項の表に定める金額に、報告書に記載された県外産業廃棄物の搬入量に乗じて得た額とする。ただし、1年間の搬入量が10トン未満(特別管理産業廃棄物にあつては、0.5トン未満)の場合は、環境保全協力金の納入を要しないものとする。
- 3 環境保全協力金の確定金額に100円未満の額があるときは、その額を切り捨てるものとする。
- 第5条 甲の環境保全協力金の納入は、乙が送付する納入通知書により行うものとする。
- 2 甲が納入通知書に定める納入期限内に環境保全協力金を納入しない場合は、乙は、当該環境保全協力金を納入するまでの間、県外産業廃棄物の搬入を停止させることができるものとする。
- 第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

乙 大分県
代表者 大分県知事

第9号様式の2(第17条関係)

県外産業廃棄物搬入協定書

(以下「甲」という。)と大分県(以下「乙」という。)
とは、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下「条例」という。)第13条第1項の
規定に基づき、 年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入につ
いて、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。

2 甲が搬入する県外産業廃棄物の種類、数量及び性状並びにその処分方法が協議の内容と
異なる場合は、乙は、当該県外産業廃棄物を撤去するなどの方法により直ちに協議の内
容に沿うよう適正な処理を行わせるとともに、乙が適当と認める期間中、県外産業廃棄
物の搬入(次年度以降に成立した協議に係るものを含む。以下同じ。)を停止させること
ができるものとする。

第2条 協定期間は、 年 月 日(搬入開始日)から事前協議に係る搬入が終了
し、条例第15条に基づき、県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告した日までとする。

第3条 甲は、乙に対し、条例第15条の規定に基づき、4月から9月までの間における搬入状
況にあつては10月末日までに、10月から翌年3月までの間における搬入状況にあつては4
月末日までに、県外産業廃棄物搬入実績報告書(大分県産業廃棄物の適正な処理に関する
条例施行規則第10号様式。以下「報告書」という。)を提出して報告するものとする。

2 報告書を前項に規定する期日までに提出しない場合又は報告書に虚偽の記載があつた
場合は、乙は、適正な報告書が提出されるまでの間、県外産業廃棄物の搬入を停止させ
ることができるものとする。

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議
して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印又は署名の上、
各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

乙 大分県
代表者 大分県知事

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第3項に規定する通知を受けた県外産業廃棄物の搬入の実績(年 月から 年 月まで)について、同条例第15条の規定により、下記のとおり報告します。

(1) 県外産業廃棄物を排出した事業場	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
(2) 結果通知書番号	年 月 日付け 第 号		
(3) 搬入先の産業廃棄物処理施設等	名 称		
	所 在 地		
(4) 搬入した県外産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	識別番号	種類(特別管理産業廃棄物は別書きとする。)	数量(単位:トン) 小数点第3位まで
			・ トン
			・ トン
			・ トン
			・ トン
			・ トン
		合 計	
	処 分 方 法	中間処理()・最終処分	
(5) 搬入期間	年 月 日付け 第 号		
備考			
1 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等ごとに別業とすること。			
2 最終処分場に県外産業廃棄物を搬入した場合において、当該県外産業廃棄物を排出した事業者が中間処理業者であるときは、当該中間処理業者に当該県外産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地及び業種並びに当該中間処理業者が処分の委託を受けた県外産業廃棄物の種類を記載した書類(様式任意)を添付すること。			

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり産業廃棄物の保管を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

(1) 保管場所の所在地及び面積	所在地	
	面積(平方メートル)	
(2) 保管場所の所有者	土地所有者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	土地所有者の氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名)	
(3) 保管しようとする産業廃棄物の種類及び数量	種類	
	数量(トン又は立方メートル)	
(4) 保管場所の使用期間	開始予定年月日	
	終了予定年月日	
(5) 産業廃棄物の保管方法	保管をする産業廃棄物の最大の高さ(メートル)	
	保管用地の底面その他の環境保全上の措置	
(6) 産業廃棄物の処理計画		
添付書類及び図面		
1 保管場所の付近の見取図		
2 保管の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、断面図及び構造図		
3 保管場所及び施設の敷地の使用権原を証する書類		
4 その他知事が必要と認める書類		
備考		
保管場所を所管する保健所へ1部提出すること。		

第12号様式(第22条関係)

産業廃棄物保管変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり産業廃棄物の保管の届出に係る事項を変更したので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

(1)保管場所	所在地	
(2)変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
(3)変更年月日		
(4)変更の理由		
添付書類及び図面 1 届出内容の変更に伴い、当初届出の際に提出した関係書類又は図面に変更がある場合は、変更後の書類又は図面 2 その他知事が必要と認める書類又は図面 備考 保管場所を所管する保健所へ1部提出すること。		

[第13号様式\(第22条関係\)](#)

(平20規則37・令3規則2・一部改正)

第13号様式(第22条関係)

産業廃棄物保管廃止届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり産業廃棄物の保管を廃止したので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

(1)保管場所	所在地	
	面積(平方メートル)	
(2)廃止年月日		
(3)廃止の理由		
(4)産業廃棄物の処理方法		
備考 保管場所を所管する保健所へ1部提出すること。		

[第14号様式\(第23条関係\)](#)

(平20規則37・令3規則2・一部改正)

第14号様式(第23条関係)

処理試験実施届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり産業廃棄物の処理に関する試験を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第21条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(1) 処理試験の目的	
(2) 処理試験の場所	
(3) 処理試験の用に供する産業廃棄物の種類及び数量	
(4) 処理試験の開始予定年月日及び終了予定年月日	
(5) 試験材料の調達方法、搬入経路及び搬入方法	
(6) 処理試験の方法の概要	
(7) 処理試験の場所の周辺地域の生活環境に及ぼす影響とその対策	
(8) 処理試験終了後の措置	
添付書類及び図面 1 処理試験の方法の概要を記載した書類又は図面 2 その他知事が必要と認める書類又は図面 備考 処理試験の場所を所管する保健所へ2部提出すること。	

第15号様式(第28条関係)

(令元規則17・一部改正)

第15号様式(第28条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写真	氏名 生年月日 年 月 日	
<p>上記の職員は、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第24条第2項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大分県知事 印</p>		

(裏)

<p>大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例抜粋</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者その他規則で定める者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは処理試験の実施に関し、必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--

備考 この用紙は、日本産業規格A8(縦52ミリメートル、横74ミリメートル)とする。

[第16号様式\(第31条関係\)](#)

第 号
年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

氏 名	殿
住 所	
電 話 番 号	

大分県知事 印

あなたは、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第 条第 項の規定に反し、下記の行為を行いました。この行為は、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第28条の規定により過料処分の対象となります。

違反行為の日時	
違反行為の場所	
違反事実の内容	
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実につきましては、 <input type="checkbox"/> 覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 誤りがあります。 (誤りの内容)
	署名

過料処分決定通知書

被処分者
住所
氏名

上記の者を、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第28条の規定により、金
円の過料に処する。

違反行為の日時	
違反行為の場所	
違反事実の内容	

上記のとおり通知する。

被処分者は、別に交付する納入通知書又は現金により納付しなければならない。

年 月 日

大分県知事

印

- (1) この処分に対して不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に大分県知事に対して審査請求をすることができる(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができない。)
- (2) また、この処分に対しては、行政事件訴訟法の定めるところにより、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができない。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。